

令和 8 年 8 月 31 日
農林水産部地域農政推進課

令和 7 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況を公表します

【概 要】

- 1 協定締結数は、第 6 期対策への移行に伴い、前年度（令和 6 年度）に比べて 70 協定減少し、718 協定となりました。減少の要因は、統合が進んだことや高齢化・担い手不足で継続を断念したことなどによります。
- 2 交付面積は、前年度に比べて 1,096ha 減少して 21,747ha、交付金額は 273 百万円減少して 3,217 百万円でした。
- 3 本制度により、2 万 1 千 ha 以上の中山間地域の条件不利な農地が適正な農業生産活動等により維持され、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の増進が図られています。

【主な実績】

項目	令和 7 年度	令和 6 年度	増減
交付市町村数	23	22	+ 1
協定数	718	788	△70
交付面積（ha）	21,747	22,843	△1,096
交付金額（百万円）	3,217	3,490	△273

実施状況の詳細については、県庁ホームページに掲載しています。

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikinosei/r7tyusankant-yokubaraijissijokyo.html>)



「中山間地域等直接支払制度」

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、協定に基づき農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。

本件についてのお問い合わせ先
地域農政推進課 課長補佐 歌代
（直通）025－280－5804（内線）2902
E-mail：ngt060020@pref.niigata.lg.jp